

令和8年度（令和8年4月～令和9年3月）

忠岡町留守家庭児童学級入会案内

1. 目的

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により戸籍家庭にいないものにつき、家庭、地域との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって児童の健全育成を行うことを目的とします。

2. 対象児童及び入会要件

町立小学校に在学する小学1年生から6年生の児童で保護者等が下記①②のいずれかに該当し、かつ、保護者等の15時以降の監護が1ヶ月につき12日以上欠け、その状態が3ヶ月以上継続する家庭の児童とします。

- ①父母の就労、病気、看護等で他に保護する方のいない家庭の児童。
- ②その他特別の事情のある家庭の児童。

※ なお、上記理由により入会申込をして頂きましても、次の場合は入会できない、又は入会後に途中退会していただく場合がありますのでご了承ください。

- ◎利用開始までに、令和7年度以前の会費を滞納されている場合
- ◎入会決定後、会費納入期日を3ヶ月過ぎても納入がない場合
- ◎延長保育利用時のお迎えの時間を厳守できない場合
- ◎留守家庭児童学級のきまりを守っていただけない場合
 - 家庭で保育できない理由が認められない場合
 - 虚偽の申込みがあった場合
 - 感染症疾患有する場合



忠岡町留守家庭児童学級
運営受託企業 株式会社セリオ

3. 入会申込書の受付

- (1) 受付期間 令和7年12月15日(月)～令和8年1月23日(金)
(2) 受付場所 教育課・児童館・在籍小学校の留守家庭児童学級
(3) 受付時間 各留守家庭児童学級 開設時間中(平日は18時30分まで)
教 育 課 平日:9時～17時30分
児童館(書類受付のみ) 土・日:10時～17時

※受付期間終了後の申請につきましては、学年によらず受付順となります。定員に余裕がある場合は、順次ご利用いただけますが、定員を超えている場合は、受付期間内申請分の待機決定児童の次の登録となり、順番をお待ちいただくことになります。

4. 入会申込に必要な書類(令和8年度用をご使用ください)

(1) 入会にあたり必ず提出する書類

- ① 忠岡留守家庭児童学級入会申込書(児童1人につき1枚必要)
- ② 入会希望児童の状況書(児童1人につき1枚必要)
- ③ 緊急連絡先(1家庭で1枚必要となります)
- ④ 保護者の就労証明書
 - ・外勤…雇用主の証明
 - ・自営…自営業主の証明
 - ・病気等…医師の診断書、障害者手帳の写し等

※就労等証明書は、父、母及び65歳未満(令和8年4月1日現在)の同居(同住所)の親族すべて(学生を除く)について必要です。書類取得に時間を要する場合は、早めにご準備ください。

(2) 希望者のみ提出する書類

留守家庭児童学級延長利用申請書(利用の場合、児童1人につき1枚必要)

5. 開設時間及び閉設日等

(1) 開設時間(4月1日から翌年の3月31日まで)

	通常保育	延長保育(2時間)
平 日	授業終了後～17時	17時～19時
土 曜 日	8時30分～17時	延長保育なし
長期休業期間	8時30分～17時	17時～19時

※延長利用は、事前に申請書の提出が必要です。(1日限りの利用はできません。)

※延長利用は、保護者又は保護者の委任を受けた方のお迎えが必要です。

※延長利用料が必要となりますのでご注意ください。

(2)閉設日

- ① 日曜日、国民の祝日・休日、お盆(8月12日から15日)、忠岡だんじり祭り実施期間、年末年始(12月29日から翌年1月3日)。
- ② 特別警報、気象警報発令時、災害時等(警報・災害等の状況に応じて閉設)。
- ④ 開設準備日(3月31日)。ただし、31日が閉設日となる場合は30日とします。
- ⑤ その他、特に忠岡町教育委員会において閉設とする必要があると判断したとき。

6.費用及びおやつ代・教材費・スポーツ保険

(1) 会費

区分	月額
通年（長期休業期間を含む）	5,000円
4月春休み期間のみ入会（4/1～4/7）	1,500円
夏休み期間のみ入会（7/21～8/24）	6,000円
冬休み期間のみ入会（12/25～翌年1/6）	1,500円
3月春休み期間のみ入会（3/25～3/30）	1,500円

- ① 会費は利用月毎にお支払下さい。日割り計算はございません。
- ② 兄弟姉妹共に通級する場合、会費は2人目から半額となります。
- ③ 会費は、収入状況等により全額免除（生活保護・住民税非課税世帯）、一部減額（ひとり親家庭）の制度があります。**会費免除の理由に該当する方は別途、申請が必要です。**該当する月の前月末日までに減免申請書を提出してください。申請がない場合は、免除が適用されません。また、遡って適用することができず、申請日の翌月から免除等が適用となりますのでご注意ください。

(2) 延長利用料【下記料金は1時間あたりの料金（延長利用時間は17時から19時）】

区分	月額
通年（長期休業期間を含む）	1,000円 <u>（1時間あたりの料金）</u>
4月春休み期間のみ入会（4/1～4/7）	500円 <u>（1時間あたりの料金）</u>
夏休み期間のみ入会（7/21～8/24）	1,500円 <u>（1時間あたりの料金）</u>
冬休み期間のみ入会（12/25～翌年1/6）	500円 <u>（1時間あたりの料金）</u>
3月春休み期間のみ入会（3/25～3/30）	500円 <u>（1時間あたりの料金）</u>

- ① 延長利用料の免除・減額はありません。また、日割り計算はございません。
- ② 延長利用を取消す場合は、取消す月の前月末日までに取消申請書を提出してください。
- ③ 提出がない場合は、延長利用の有無にかかわらずその月の利用料は発生します。

(3) おやつ代等（年間費用として入会時に必要）

① おやつ代・教材費

全利用区分 月額1,000円

※おやつ代・教材費は、児童個人が飲食するおやつや使用する教材等を購入する
ために必要な費用です。日割り計算はございません。

※途中入会者は入会月から年度末までの合計分、短期入会者（長期休業期間のみ入会者）は
入会月分の費用が必要です。

※12月末以前に途中退会された場合は、退会月以降の費用を返金致します。

※食物アレルギー等を有する児童への除去食対応はできませんので、ご家庭から持参していた
いただいたおやつを提供させていただきます。詳細については、個別で在籍小学校の留守家庭児
童学級へご相談下さい。

② 夏休み工作代（通年利用・夏休み期間のみ入会の方は必要）

夏休み期間利用額 1,000円

※夏休み期間中に実施する工作物品等を購入するために必要な費用です。

※夏休み期間前に退会された場合は、返金致します。日割り計算はございません。

(4) 保険料（年間費用として入会時に必要）

年額 800円（スポーツ安全保険加入費）

※学童での活動中に怪我や事故が発生した場合に適用される保険です。

※スポーツ安全保険の対象外となる事象もあるため、予めご了承下さい。

7.退会する場合

留守家庭児童学級入会後、何らかの事情により退会する場合は、教育委員会教育課に退会届を提出してください。

- ① 退会届は退会希望月の前月末日までに提出してください。退会日を遡ることはできません。
- ② 退会届の提出がない場合、出席の有無にかかわらずその月の会費等は発生します。退会を希望する場合は忘れずに提出してください。

8.強制退会していただく場合

以下の場合、退会及び出席停止していただくことがあります。

- ① 疾病等により保育が困難であるとき。
- ② 入会申込書等の申請書類の記載内容が事実と異なることが判明したとき。
- ③ その月の出席日数が12日未満となったとき。
- ④ 長期間欠席したとき。
- ⑤ 会費の滞納が3カ月以上あるとき。
- ⑥ 会費を滞納している場合、入会を認めないことがあります。
- ⑦ 他の児童に危害を加える、施設や設備を壊すなど、児童学級の運営に支障をきたすとき。
- ⑧ その他委託企業教育委員会が必要と認めたとき。

9.警報発令時の留守家庭児童学級の運営について

- ① 大阪府に「暴風警報」または「特別警報（波浪を除く）」が発令され、学校が臨時休校となる場合、留守家庭児童学級は閉設とします。
- ② 学校の活動時間帯に警報が発令され、学校が一斉下校となった場合は、留守家庭児童学級は状況により閉設とし、学校の指示に従い下校します。
- ③ 留守家庭児童学級の開設時間帯に警報が発令された場合は、警報発令時点で保護者に連絡の上、児童を帰宅させます。（状況によってはお迎えをお願いします。）
- ④ 土曜日及び学校休業日については、「暴風警報」または「特別警報（波浪を除く）」が午前7時現在発令中のときは、その日の留守家庭児童学級は閉設としますが、災害状況によっては事前に閉設の決定をさせていただく場合がございます。
- ⑤ その他諸事情（新型コロナウイルス感染拡大等）により、急遽閉設となる場合や、自宅で児童の監護をお願いする場合があります。

10.連絡事項（保護者様へお願い）

(1) 保護者からの届出について

次のいずれかに該当するときは、すみやかに届出をお願いします。

- ① 留守家庭児童学級への入会を辞退するとき（申請から3月31日まで）
- ② 退会するとき（1日も出席していない場合でも退会届の提出がない場合は会費が発生します）
- ③ 児童または保護者の住所、氏名、勤務先、緊急連絡先等に変更が生じたとき
※特に緊急連絡先に変更がある場合は、すぐにご連絡をお願いします。
- ④ 延長利用申請及びその取り消し、その他連絡事項が生じたとき。

(2) その他

- ① 児童の持ち物には必ず氏名等を記入してください。
- ② 病気や習い事などの理由で欠席・早退または遅れて出席する場合は、連絡ノートや電話等で必ず事前に在籍の留守家庭児童学級へ連絡してください。また、連絡ノートは毎日必ず確認して下さい。支援員と保護者の連絡ツールです。
忠岡小学校留守家庭児童学級 電話 0725-22-8815
東忠岡小学校留守家庭児童学級 電話 0725-22-8816
- ③ 給食のない日は、必ず昼食（お弁当等）を持参してください。
- ④ 原則、小遣いやおもちゃ等の持ち込みは禁止とします。ただし、児童学級で長時間過ごす日（学校休業日等）については、その都度別途、遊びの内容を決定します。
- ⑤ 授業終了後は、すぐに留守家庭児童学級へ行くように児童へ伝えてください。
また、留守家庭児童学級開設中は、児童の外出は認めません。
- ⑥ 児童がケガ等をした場合や災害発生時等は、急遽お迎えをお願いすることがあります。
その際は、緊急連絡先に記入いただいた連絡先へ連絡します。

問い合わせ先

株式会社セリオ 学童保育事務局 072-461-3841

